

一般社団法人ひきこもりねっと

定 款

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 ひきこもりねっと と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、不登校状態やひきこもり等、なんらかの事由で社会参加することが困難な人たちに対し、具体的な対応法を共に探求することを通して、不登校・ひきこもり状態にある人が自分らしく生きるための支援を行い、それをもって社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 不登校、ひきこもり、軽度のうつ病の人たちやその家族に対する相談支援
- 2 不登校、ひきこもり、軽度のうつ病の人たちやその家族に対する生活支援
- 3 不登校、ひきこもり、軽度のうつ病の人たちやその家族に対する福祉支援
- 4 不登校、ひきこもり、軽度のうつ病の人たちやその家族に対する勤労・就労支援
- 5 不登校、ひきこもり、軽度のうつ病の人たちやその家族に対する教育支援
- 6 不登校、ひきこもり、軽度のうつ病の人たちやその家族に対する医療支援
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業
- 8 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業
- 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）
- 10 各種講演会・セミナー等の開催
- 11 人材の教育訓練、指導及び育成事業
- 12 上記各号に関するコンサルタント事業
- 13 その他上記各号に附帯する一切の業務

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつたとき及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかつたとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもつて構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は必要がある場合に招集する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、理事 3 名以上 5 名以内を置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 2 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 25 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり同年 6 月 30 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 26 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 27 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 28 条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 29 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 30 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第 8 章 附則

1 この法人の設立時社員及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
佐藤 国英	大阪府大阪府中央区上本町西 1 丁目 1 番 1 6 - 9 0 4 号
白石 妙子	東京都足立区加平三丁目 1 0 番 1 1 - 2 0 4 号
寶田 直樹	京都府城陽市奈島十六 7 2 番地の 5

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人ひきこもりねっと設立に際し、設立時社員 佐藤国英、白石妙子、
寶田直樹 の定款作成代理人である行政書士 井上小百合 は、電磁的記録である本定款
を作成し、電子署名をする。

平成 28 年 7 月 26 日

設立時社員 大阪府大阪市中央区上本町西1丁目1番16-904号
佐藤 国英

設立時社員 東京都足立区加平三丁目10番11-204号
白石 妙子

設立時社員 京都府城陽市奈島十六72番地の5
寶田 直樹

上記発起人の定款作成代理人

大阪府大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館4階
行政書士井上小百合法務事務所 行政書士 井上 小百合